

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）72条の2第3項及び東京都都税条例（昭和25年東京都条例第56号。以下「条例」という。）25条4項の規定に基づく個人の行う事業に対する各事業税（以下「個人事業税」という。）賦課処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、東京都〇〇長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成30年4月2日付けで行った平成27年度分ないし平成29年度分の各個人事業税賦課処分（内容は、別紙1処分目録記載のとおり。以下併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるというものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件各処分の違法性又は不当性を主張している。

本件公園管理業務の受託料は、賃金と作業資材や燃料費であり事業所得にならない。国税の担当官に抗議したが受け入れてもらえなかった。行政訴訟も考えたが、個人では困難であった。確定申告の地方税への影響があることは知っていたが、国税の担当官の偏った解釈を東京都行政までもが追随することには納得がいかない。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年12月11日	諮問
平成31年 1月15日	審議（第29回第2部会）
平成31年 2月15日	審議（第30回第2部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

- (1) 法4条2項2号によれば、道府県は、普通税として、事業税を課するものとされ、法72条の2第3項によれば、個人事業税は、個人の行う第一種事業、第二種事業及び第三種事業に対し、所得を課税標準として事務所又は事業所所在の道府県において、その個人に課するものとされている。ただし、同条7項によれば、これらの各事業を事務所又は事業所を設けないで行う場合は、その事業を行う者の住所又は居所のうちその事業と最も関係の深いものをもって、その事務所又は事業所とみなして、事業税を課税するとされている。

法1条2項によれば、この法律中道府県に関する規定は都に準用し、「道府県」、「道府県知事」等とあるのは、「都」、「都知事」等と読み替えるとされている。したがって、都の区域に事務所又は事業所を設けて個人が行う事業に対しては、都におい

て、その個人に（事務所又は事業所を設けなくて個人が行う事業に対して、その事業を行う者の住所又は居所のうちその事業と最も関係の深いものが都の区域にある場合においては、その個人に）事業税を課することとなる。そして、条例 25 条 4 項によれば、個人が行う事業に対する事業税は、個人が行う法 72 条の 2 第 8 項から 10 項までに規定する第一種事業、第二種事業及び第三種事業に対し、所得を課税標準として、その個人に課するとされている。

- (2) 法 72 条の 2 によれば、8 項において、同条 3 項の「第一種事業」として各種の事業を掲げるが、うち 14 号に「請負業」を、31 号及び法施行令 10 条の 3 第 5 号において「案内業」を定めている。

そして、「請負業」とは、その事業が通常請負契約によって行われるものをいうものであるが、大工、左官、とび職等が請負業に該当するかどうかの認定に当たっては、国の税務官署の取扱いに準ずるものであることとしている（地方自治法 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」（平成 22 年 4 月 1 日付総税都第 16 号（全部改正）総務大臣通知の第 3 章・第 2・2 の 1・(7)）。また、「案内業」とは、対価の取得を目的として、公衆のために名所旧蹟等の案内を行う事業をいうとしている（財団法人地方財務協会発行の自治省府県税課編「事業税逐条解説」47 頁参照）。

- (3) 法 72 条の 49 の 11 第 1 項によれば、個人事業税の課税標準は、当該年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得による旨を定めている。なお、条例も、38 条 1 項に同旨の規定を置いている。

上記課税標準の算定方法として、法 72 条の 49 の 12 第 1 項によれば、前条 1 項の当該年度の初日の属する年の前年中におけ

る個人の事業の所得は、当該個人の当該年度の初日の属する年の前年中における事業に係る総収入金額から必要な経費を控除した金額によるものとされ、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該年度の初日の属する年の前年中の所得税の課税標準である所得につき適用される所得税法 26 条及び 27 条に規定する不動産所得及び事業所得の計算の例（不動産所得及び事業所得の金額は、その年中の不動産所得及び事業所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする。）によって算定するものとされている。

(4) 法 72 条の 49 の 14 第 1 項によれば、事業を行う個人については、当該個人の事業の所得の計算上 290 万円を控除するとされている（事業主控除）。

(5) 法 72 条の 49 の 18 によれば、個人事業税の徴収については、普通徴収（徴税吏員が納税通知書を当該納税者に交付することによって地方税を徴収すること。法 1 条 1 項 7 号）の方法によるべき旨を定めている。なお、条例も、39 条の 4 に同旨の規定を置いている。

そして、法 72 条の 50 第 1 項によれば、個人事業税を賦課する方法として、当該個人の当該年度の初日の属する年の前年中の所得税の課税標準である所得のうち、法 72 条の 49 の 12 第 1 項においてその計算の例によるものとされる所得税法 26 条及び 27 条に規定する不動産所得及び事業所得について、当該個人が税務官署に申告し、又は修正申告した課税標準を基準として、個人事業税を賦課する旨を定めている。

また、法 72 条の 55 第 1 項によれば、個人事業税の納税義務者で、法 72 条の 49 の 12 第 1 項の規定によって計算した個人の事業の所得の金額が法 72 条の 49 の 14 第 1 項の規定による控除額（事業主控除 290 万円）を超えるものは、道府県知事に対して、当該事業の所得の計算に必要な事項を申告する義務があ

るが、法 7 2 条の 5 5 の 2 第 1 項及び 2 項によれば、前年分の所得税につき所得税法 2 条 1 項 3 7 号の確定申告書を提出した場合には、当該申告書が提出された日に上記道府県知事に対する申告がされたものとみなされる。

(6) 法 7 2 条の 4 9 の 1 7 第 1 項 1 号によれば、個人事業税の額は、第一種事業を行う個人については、所得に 1 0 0 分の 5 の標準税率によって定めた率を乗じて得た金額とするとされているところ、条例は、3 9 条の 3 において、第一種事業を行う個人についての事業税の額は、「所得に 1 0 0 分の 5 の税率を乗じて得た金額」（同条 1 号）としているが、1 6 条において、課税洩れに係る徴収金については、課税すべき年度の税率によってその金額を一時に賦課徴収するとしている。

(7) 法 7 2 条の 5 1 第 1 項の規定によれば、個人事業税の納期は、8 月及び 1 1 月中において当該道府県の条例で定めるとするが、同項ただし書において、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができるとされているところ、条例は、3 9 条の 5 において、個人事業税の納期を、原則として、第 1 期が 8 月 1 日から同月 3 1 日まで、第 2 期が 1 1 月 1 日から同月 3 0 日までとした上で、課税漏れその他特別の事情がある場合における個人事業税の納期は、納税通知書に定めるところによるとしている。

2 以上を前提に、まず請求人が法 7 2 条の 2 第 8 項 1 4 号に規定する「請負業」及び同項 3 1 号及び法施行令 1 0 条の 3 第 5 号に規定する「案内業」を行う「事業を行う個人」であると認めることができるか否かを検討する。

本件申告書類によれば、請求人は、本件公園管理業務に係る収入について事業所得とした上で、本件各修正申告をしていることが認められる。本件公園管理業務が「請負業」に該当するかどうかの認定に当たっては、国の税務官署の取扱いに準ずるものとされている

ところ（１・(2)）、〇〇税務署長は、本件各修正申告に基づき、請求人が行う本件公園管理業務に係る収入を所得税法２７条に規定する事業所得と認定していること、請求人は本件各回答において自らの事業の種類の内訳を「請負 公園管理」と申告（別紙２）していることが認められる。そして、請求人は〇〇税務署長に対して、本件案内業務に係る収入について事業所得として本件各当初申告書を提出していること、請求人は本件各回答において自らの事業の種類の内訳を「案内業 〇〇」と申告（別紙２）していることが認められる。

さらに、本件各回答に記載されている平成２６年中ないし平成２８年中の各営業収入合計は、それぞれ本件申告書類に記載されている平成２６年分ないし平成２８年分の「営業等」に係る各収入金額と一致していることが認められる。

したがって、請求人が行う本件公園管理業務については、個人事業税の課税対象である第一種事業（法７２条の２第３項）である「請負業」（同条８項１４号）に該当するとともに、本件案内業務についても、同じく第一種事業である「案内業」（同条８項３１号及び法施行令１０条の３第５号）に該当することから、請求人は個人事業税の納税義務者と認められるものである。

３ 次に、本件各処分における税額について、その算定が適正か否かを検討する。

本件各処分に係る課税標準額を算定すると、本件各修正申告後の請求人の平成２６年中ないし平成２８年中の各事業所得の額から、それぞれ個人事業税における事業主控除の額２，９００，０００円（法７２条の４９の１４第１項）を減じて得た額が課税標準額となる（１・(3)及び(4)）。

そして、本件公園管理業務（請負業）及び本件案内業務（案内業）はいずれも第一種事業であるから（１・(2)）、上記により求めた課税標準額に、第一種事業について東京都において課する個人事業

業税の税率100分の5を乗じた額が、請求人に賦課すべき平成27年度分ないし平成29年度分の個人事業税の税額となる（1・6）。

本件各処分における各税額（別紙1）は、いずれもこれらに一致しており、違算等の事実は認められない。

4 以上のとおり、本件各処分は、請求人に対して、同人が平成26年ないし平成28年において行った第一種事業である請負業及び案内業について、法令等の定めに基づき個人事業税を課し、かつ適正な課税標準を基礎として税額を算定したものであり、違法又は不当な点を認めることはできないものである。

5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙1及び別紙2（略）